

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

### 秋田県教育委員会規則第一号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第四章 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当

第四章 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当

（住居手当支給に係る権衡職員の範囲）  
第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「一般職給与条例」という。）の適用職員であつた者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職、採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及

（住居手当支給に係る権衡職員の範囲）  
第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「一般職給与条例」という。）の適用職員であつた者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職、採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及

び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等)

第五十八条の五 略

2 略

3 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 一六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「一般職給与条例

の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「職員となつたとき又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(在宅勤務等の場所)

第五十八条の十二 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住居

二 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)

三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として教育委員会が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等)

第五十八条の五 略

2 略

3 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 一六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から

人事交流等により引き続き職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「職員となつたとき又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第五十八条の十三 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間又は一般職給与条例第十四条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第五十八条の十四 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

（確認）

第五十八条の十五 教育委員会は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第十六条の三第一項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（在宅勤務等手当の支給日等）

第五十八条の十六 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

(支給期間等)

第五十八条の十七 職員が新たに条例第十六条の三第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する教育委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(特殊勤務手当の支給を受ける者)

第五十八条の十八 略

2 5 4 略

5 条例第十七条第六項の教育委員会規則で定める業務は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務で、他の地方公共団体の応援業務として行う業務とする。

(特殊勤務手当の額)

第五十八条の十九 多学年学級担当手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 略

2 教育業務連絡指導手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

3 防疫業務手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。

4 災害応急作業等手当に係る条例第十七条第七項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき三百五十円とする。

(特殊勤務手当の支給を受ける者)

第五十八条の十二 略

2 5 4 略

(特殊勤務手当の額)

第五十八条の十三 多学年学級担当手当に係る条例第十七条第六項に規定する規則で定める額は、従事した日一日につき次の各号に掲げる額とする。

一・二 略

2 教育業務連絡指導手当に係る条例第十七条第六項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

3 防疫業務手当に係る条例第十七条第六項に規定する規則で定める額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。

第五十八条の二十 略

第六十一条 略

2 略

3 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 略

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に、一般職給与条例

の適用職員であつた者又は第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となり、又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般職給与条例

の適用職員であつた者その

他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により支給されることとなる期間及び額

二・三 略

（宿日直勤務）

第五十八条の十四 略

第六十一条 略

2 略

3 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 略

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に、一般職の職員の給与に關する条例の適用職員であつた者又は第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となり、又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一般職の職員の給与に關する条例の適用職員であつた者その

他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が職員となつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により支給されることとなる期間及び額

二・三 略

（宿日直勤務）

第六十三条 宿日直勤務とは、条例第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において行う勤務であつて次の各号に掲げるもの及び条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例

第九条に規定する

祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は国民の行事の行われる日で教育委員会が指定する日の正規の勤務時間において行うこれと同様の勤務（以下「正規の勤務時間において行う宿日直勤務」という。）をいう。

一・二 略

第六十七条の二 条例第二十二條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 略

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）となつた者

イ・ロ 略

ハ 一般職給与条例

の適用を受ける職員

ニ 略

三 略

第六十七条の七 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 略

第六十三条 宿日直勤務とは、条例第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において行う勤務であつて次の各号に掲げるもの及び条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県

条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する

祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は国民の行事の行われる日で教育委員会が指定する日の正規の勤務時間において行うこれと同様の勤務（以下「正規の勤務時間において行う宿日直勤務」という。）をいう。

一・二 略

第六十七条の二 条例第二十二條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 略

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）となつた者

イ・ロ 略

ハ 一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員

ニ 略

三 略

第六十七条の七 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 略

ロ 一般職給与と条例の適用を受ける職員

ハ 略

ニ 略

三 略

別表第1 級別職務表 (第6条関係)

イ 行政職給料表級別職務表

職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略	略	略
5級	略	統括事務長の職務
略	略	略

ロ 略

別表第十三(第五十九条関係)

級地区分 (指定年月日)	学 校 名	所在地
略	略	略
一級地 (令和六年四月 一日指定)	義務教育学校阿仁学園	北秋田市
略	略	略

ロ 一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員

ハ 略

ニ 略

三 略

別表第1 級別職務表 (第6条関係)

イ 行政職給料表級別職務表

職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略	略	略
4級	1 主任主査の職務 2 困難な業務を行う 主査の職務	統括事務長補佐の職務
略	略	略
5級	略	1 統括事務長の職務 2 困難な業務を行う 統括事務長補佐の職務
略	略	略

ロ 略

別表第十三(第五十九条関係)

級地区分 (指定年月日)	学 校 名	所在地
略	略	略
一級地 (令和五年四月 一日指定)	義務教育学校阿仁学園 (後期課程)	北秋田市
略	略	略
二級地	義務教育学校阿仁学園	北秋田市

(令和五年四月  
一日指定)

(前期課程)

## 附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五十八条の十四を第五十八条の二十とする改正規定、第五十八条の十三の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同条を第五十八条の十九とする改正規定、第五十八条の十二に一項を加える改正規定及び同条を第五十八条の十八とする改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十八条の十八及び第五十八条の十九の規定は、令和六年一月一日から適用する。